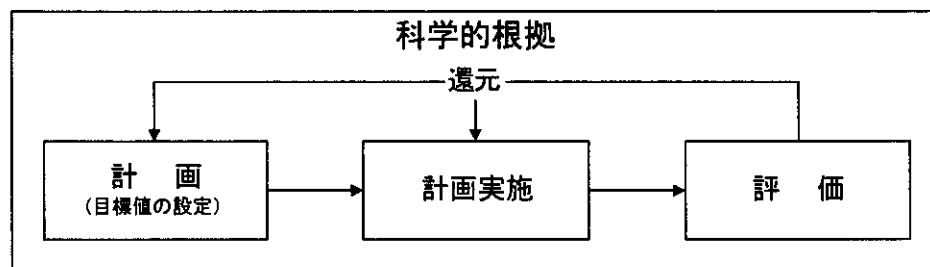


4 「健康日本21」に関する研究と事業評価について

「健康日本21」の推進においては、科学的根拠に基づく「計画（具体的な目標設定）」、「計画の実施」、「事業効果の評価」及び「評価結果の目標及び事業への還元」といったそれぞれの対応が有機的に繋がり実施されることが重要である。また、国、地方自治体、関連団体等の実施主体においては、それぞれの役割に応じた各種健康指標に関する情報を収集、相互連携のうえでの事業の実施及び事業結果の他の事業主体への還元を行うことが必要である。

研究結果、調査結果、分析方法、科学的根拠、事業評価方法等（以下、健康関連情報という。）は、計画の策定における具体的目標の設定、具体的事業の進行管理及び事業評価において必要不可欠な要素であることから現在、国において様々な方面から収集した健康関連情報を、計画の実施に利活用しやすいように統計調査、分析、研究、整理等を行った上で、国民や関係諸機関に還元するため、経年的な情報を蓄積したデータベース（健康日本21運用支援データベースシステム）を作成し、インターネット等を利用して広く公開しているところである。

また、計画の実施にあたっての健康づくり、生活習慣病、分析方法、評価方法等に関する科学的根拠については多角的な研究を厚生労働科学研究費補助金を活用し推進し、疾患の原因や健康づくり等に関する科学的な根拠の幅広い解明に取り組んでいるところであり、蓄積された研究結果はデータベース化を図り広く国民や関係諸機関に対して研究結果の還元に努めている。



1. 健康関連情報

(1) 「健康日本21」で扱う情報の取得と整理

「健康日本21」の推進に必要な情報の入手および提供に関する国、都道府県、保健所、市町村、健康関連グループ、個人等の参加主体の役割分担は概ね以下のように考えられる。

- i 国は全国規模の統計資料、国内外の研究情報、各種保健サービス提供

- 者の情報等を収集・整理・提供する。
- ii 都道府県、保健所、市町村は地域特性にあわせた独自の情報や各種保健サービス提供者の情報等を収集・整理・提供する。
 - iii 健康関連グループも自らの情報を蓄積・検討し、他のグループとの連携や個人への支援を効率的に行う。
 - iv 個人は自らの健康情報を管理し、それを健康実現のために活用する。

特に都道府県は、昨年度の主管課長等会議において示したデータの集め方・使い方に関する考え方（注1）を参考に、都道府県域内における健康情報の取得に努力されたい。また、取得した情報を取捨選択し、たとえば健診データ、栄養データ、疾病管理データ、環境データ、事業実績データ等への分類・整理を行う事が重要である。

これらの情報収集は継続的に実施し、経年的な変化を記録することにより、地方計画の評価に利用できると考えられる。

また市町村で収集した個人の健診情報等の利活用に関しては、都道府県の個人情報保護条例等を遵守することは当然であるが、さらに都道府県レベルの協議会に、有識者等の参加による地域倫理委員会としての機能も併せ持たせ、倫理面に関する十分な検討と配慮が行われるようお願いしたい。

なお、健康関連情報等のデータを疫学研究等に活用する場合においては「疫学研究に関する倫理指針（平成14年6月17日）」（参考1）<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>等に基づき十分な配慮のうえ実施されたい。

（注1 地域計画策定のためのデータの集め方・使い方（基本的考え方）、事業効果・効率の算出手順の例、国の目標値と地域でのデータ入手、国民栄養調査の対象上乘せ調査を行うときの注意、国民生活基礎調査を利用する方法）

(2) ホームページによる情報の還元について

国における健康日本21関連情報の還元のための手段として、健康日本21ホームページ（参考2）<http://www.kenkounippon21.gr.jp/>が開設されている。このホームページでは、健康日本21企画検討会・健康日本21計画策定検討会報告書、地域における健康日本21実践の手引き、通知等の本文、参考文献、参考資料等が各項目毎に整理されている。

一部の参考文献についてはその全文を参照することが可能である。また関連統計データベースへのリンクが表示されている。さらに内容を可能な限り加工することが可能な電子情報の形式でダウンロードできるように工夫されている。

各都道府県においても、積極的に健康関連情報の収集を行い、利活用しやすい形に整理したうえで、ホームページ等による情報の還元をお願いしたい。また、健康日本21ホームページへのリンク参加などによる情報ネットワークの拡大への協力をお願いしたい。

2. 「健康日本21」に関する研究

「健康日本21」及び地方計画の実施にあたっては、計画における目標値、事業の実施体制、事業評価の方法及び実態把握等の調査分析方法とあらゆる場面において科学的な根拠を必要としている。

国においては、「健康日本21」に必要と考えられる科学的な根拠を明確にするために、厚生労働科学研究費補助金(<http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/index.html>)等により広く研究者から課題を募集し研究を実施している。

このような研究結果等を継続的に蓄積しインターネット(<http://www.niph.go.jp/wadai/mhlw/index.htm>)等を用いて広く公開することで、計画の支援を行っているところである。

平成15年度厚生労働科学研究費「がん予防等健康科学総合研究」 －健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野公募課題－

健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野 健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、分子疫学等最先端科学を活用した循環器病・糖尿病の予防の研究及び生活習慣と疾病との関係に関する調査研究を進めるとともに、給食施設、温泉利用型健康増進施設等健康づくり関連施設に関する研究を進め、科学的根拠の蓄積を図る。

- (ア) 最先端科学を活用した循環器病・糖尿病の予防の研究
- (イ) 脳卒中登録事業に関する研究
- (ウ) 健康・栄養モニタリングの基盤整備に関する研究
- (エ) 生活習慣と貧血の関係に関する基礎的調査研究
- (オ) 煙草煙への暴露量と健康への悪影響との相関に関する研究
- (カ) 給食施設における栄養管理等に関する実態調査研究
- (キ) 普及型温泉利用型健康増進施設における健康づくり効果の実証研究
- (ク) 農村における健康課題の把握とその対策に関する研究

3. 「健康日本21」及び地方計画の評価について

「健康日本21」を実施するにあたって事業の評価をおこなうことは、

効率的な進行管理、計画（目標値を含む。）及び事業実施方法を確立するためには必要不可欠な要素である。

また、事業評価をおこなうにあたっては、国民の現状を的確に把握するための方法及び分析方法を確立しておくことが重要である。

以上のことから国では、2005年の中間評価及び2010年最終評価に向けて「健康日本21評価手法検討会」（参考3）を設置し評価手法に関する検討を行ったところである。また、「健康日本21評価手法検討会」の下に、「健康日本21評価手法検討会調査分科会」（参考4）を分科会として設置し評価に活用する国民栄養調査等の調査内容、今後の調査のあり方についても検討を行ったところである。

健康科学総合研究事業において補助を行っている
評価手法等に関する研究

- ・長谷川 敏彦（平成14年度より3ヵ年）
健康日本21計画の改訂と改善に資する基礎研究
- ・柳川 洋（平成13年度より3ヶ年）
「健康日本21」の到達目標達成度の評価手法に関する実験的応用研究
- ・田中 平三（平成13年度より3ヶ年）
「健康日本21」における栄養・食生活プログラムの評価手法に関する研究